

次世代支援対策推進法・女性活躍推進法に伴う一般事業主行動計画について

1、計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2、内容

目標1 計画期間内に、男性職員の育児休業取得者を1人以上とする。

取組 平成28年6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため
制度に関する文書を作成し配布する。

目標2 計画期間内に、所定外労働を削減するため、月1日以上ノー残業デーを設定、実施する。

取組 平成28年6月～ 施設毎に問題点の検討
(27年度所定外労働時間の把握)
平成29年4月～ ノー残業デーの実施
社内広報誌による職員への周知

目標3 採用における男女別比率、男女の継続勤務年数、管理職に占める女性の割合に大きな差は見られないが、事務職では女性の管理職がない。
よって、事務職での管理職を1名以上育成する。

取組 平成28年6月～ 職員よりのヒアリング
平成29年4月～ 選抜した人材の集中的な育成(研修参加等)

管理職に占める女性労働者の割合 56%

勤続年数の男女差(男性-女性) -0.9年